

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため  
実行すべき措置について定める計画（政府の実行計画）について

平成11年に施行された地球温暖化対策推進法においては、政府の事務及  
び事業に関し、CO<sub>2</sub>等の排出抑制等のための実行計画を定めることとされ  
ており、今般、京都議定書の締結を踏まえ、7月19日に閣議決定した。

## 1．実行計画の特色

政府の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の目標、実  
行すべき措置について定める計画(政府の事務・事業からの排出量は、  
現状で我が国全体の排出量の約0.2%)。

京都議定書の締結を踏まえ、早速、政府自ら率先して排出抑制を行う  
ことにより、地球温暖化への取組姿勢を国民にアピール。

庁舎などからの温室効果ガスの総排出量を平成18年度までに5年間で  
現状から7%削減。

## 2．目標

政府の実行計画に盛り込まれた対策を着実に推進することにより、以下  
の目標を達成する。

項 目	平成18年度目標	(参考)平成12年度実績値
<b>温室効果ガスの総排出量</b>	<b>7%削減</b>	282(万トンのCO <sub>2</sub> ) (民生(業務)部門の1.9%) (我が国全体の0.2%)

措置項目と主な対策	平成18年度 目標	(参考) 排出削減効 果(7%内訳)	(参考) 平成12年度 実績値
公用車の燃料消費量 ・低公害車の導入 ・自動車の効率的利用	15%削減	0.2%	16,374(kl)*
事務所の単位面積当たり 電気使用量 ・省エネルギー型OA機器、 照明等の導入 ・新エネルギーの有効利用 ・省エネルギー行動の実施	10%削減	4.9%	121.15 (kwh/m <sup>2</sup> )
冷暖房設備等の燃料使用量 ・エネルギー消費効率の高い 空調設備の導入・更新 ・新エネルギーの有効利用 ・省エネルギー行動の実施	増加させない	1.8%	351,974(kl)*
廃棄物の量 うち可燃ごみの量 ・分別回収の徹底 ・リサイクルの推進	25%削減 40%削減	0.1%	188,485(ト) 128,255(ト)
事務所の単位面積当たり 上水使用量 ・節水機器の導入 ・水の有効利用	10%削減	—	1.11(m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> )
用紙類の使用量 ・資料等の簡素化 ・両面コピー・印刷の徹底	増加させない	—	33,455(ト)

(注)・平成18年度目標は平成13年度比である。

・平成12年度実績値は環境基本計画に基づく率先実行計画の実績(業務実行計画対象分を除く)による。

\*燃料消費量の実績値は原油換算したもの。